元消安第 6098 号 令和 2 年 4 月 22 日

各都道府県知事 殿

農林水產省消費 • 安全局長

獣医療法施行規則及び告示の一部改正について(通知)

令和2年4月22日付けで、別添1及び別添2のとおり「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年農林水産省令第34号)及び「獣医療法施行規則第14条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件の一部を改正する告示」(令和2年農林水産省告示第879号)が公布され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正趣旨及び改正内容は下記のとおりです。引き続き、放射線診療従事者等の放射線の防護等について、御指導いただくとともに、貴管下の関係者への 周知方お願いします。

なお、これに伴い、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示の施行に伴う診療用放射線の防護等について」(平成21年2月20日付け20消安第11529号農林水産省消費・安全局長通知)を別添3のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正趣旨

国際放射線防護委員会の2011年勧告(組織反応に関する声明)に基づく放射線審議会の「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について(意見具申)」(平成30年3月)を踏まえ、「2 改正内容」のとおり放射線障害の防止の基準等の改正を図った。

2 改正内容

- (1) 放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下の とおり設定した。(規則第13条関係)
 - ア 令和3年4月1日(5年間の累積実効線量の次期管理期間の始期)以後 5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
 - イ 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト
- (2) 眼の水晶体の線量の5年間の合計線量の記録及び5年間の保存に係る規 定を追加した。(規則第15条関係)
- (3) 眼の水晶体の等価線量を算定するため、3ミリメートル線量当量の測定について、以下の規定を追加した。(規則第14条関係及び告示第3条関係) ア 眼の水晶体の線量測定については、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。 イ 眼の水晶体の等価線量の算定について、3ミリメートル線量当量を選択肢とする。

3 その他

- (1)「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 15 号)の施行に伴い、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和 32 年法律第 167 号)の題名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められたことから、本改正に合わせて対応した(規則第 1 条関係、規則第 7 条関係、規則第 7 条の 2 関係、規則第 16 条の 2 関係)。
- (2)原子力規制庁からの情報提供により、関係省庁が所管する放射線関係法令 (獣医療法を含む。)において、銀(Ag)の放射性同位体の記載について 形式上の誤りがあることが判明したことから、本改正に合わせて是正した。 (規則別表第2関係及び告示別表第3関係)

○農林水産省令第三十四号

獣 医 療法 平 成 四年法律第四十六号) 第五条第二 項の規定に基づき、 獣医療法施行規則の 部を改正する

省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

農林水産大臣 江藤 拓

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医 療法 施 行 規 則 平 ·成 四 年 -農林-水 産省令第四十四号) の <u>-</u> 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表に、 より、 改 正 前 欄 に 掲 げげ る規定 \mathcal{O} 傍線を付 た部分 (以 下 「傍線部分」という。) でこれに対応す

る改 正 後欄 に掲 げ 、る規定 定 \mathcal{O} 傍 線部分が あるものは、 これを当 該 傍線部分のように改め、 改正 後 欄 に 掲 げ る規

げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がない 定 の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分が ない ものは、 ものは、 これを加え、 これを削る。 改 正 前 欄 に掲

九 一~六 イ〜ニ 」という。 えるもの 超 表 次に掲げる事 る 公第一に 放射線発生装置」という。)を備電子線又はエックス線の発生装置診療の用に供する一メガ電子ボルー 放射性同位元 のを装備 えるもの 有 放の第 射 放 んめる事 射 番 百 機 許 放 物 射 放 獣 施 然定により選K 町可の年月日R 線取扱 六十七 号 並 され 器 線 であって放射線を放 射 医 略 **冰を放出** を療法 でその 定める数量(以 性 (第十号の機器を除く。 ・略) を 備 びに同 た放 同 同 項 している診 以 主任 号) 項 位 位 設 (以下「法」 放射性同 当する同 装備 (素の数量が下限数量に千を乗じて得た数い)の言診療の用に供する照射機器で、その) 下 元 0) 元 位任され mえた診 者の 及び許可の番号並びに同 第九条第二項第一号 届 素 放 法 素 次のとおりとする。 改 等 第三十四 す 等 出 っる放射 (射性同位元素」という。) で密封 位元素を装備 位 氏 \mathcal{O} 0 療施 た放 下 規 規 元 制 素若 制 という。) 出する同 「下限数量」という。 ^肥設にあっては、 除く。以下「診束 正 性同 「項第一号の許可に関する法律」)を備えた診 射線取扱主任 |条第一項 に関 しく 位 でする法語 聞えた診療施設 の以下「診ち 位元素 一元素の 卜 している診 っては、 後 記元素の数量R はその化合物で の規・ 第三条 以 規定により選可の年月日及品を利用しませた。 律 上 法第三条 数量 療用放射線照 者 0 次に \mathcal{O} 工 前 **心設にあっては、 診療用高エネルビーを有り** が 療 氏 段) 及び 名 十 第 四 二 掲げ 及びは 0 下 0) 用 限 農 る事 及び 数 に 条項 _ 濃 林 装備 され でおおれている。 量 供 第 第 射 量 濃 度 水 だ手 する 装置 項装 度 がら 産 項号 た 可律 ギす す を別の た 省 第 九 八 」という。)を備えた診療施設にあっては、次に掲げるえるもの(第十号の機器を除く。以下「診療用放射線照る放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数ものを装備している診療の用に供する照射機器で、その る電子 照 イ〜ハ 超えるもの(以下 含有 イ~ニ 次に で 表第一に定める数量 放より間の昭和三 第三十 射 により選任された放射線取扱主任者のの年月日及び許可の番号並びに同法第昭和三十二年法律第百六十七号)第九放射性同位元素等による放射線障害 放射線発生装置」 定 九 療 \mathcal{O} 条第二 療の んめる 機 封 氏 物であって放射線を放出 掲げる事 放 獣 施 ※射性 (線発生装置」という。) を備え、線又はエックス線の発生装置 (の用に供する一メガ電子ボルト された放射性同位元素を装備 線を放出する同位元素若 医 略 設 品でその 事項法開 匹 四条第一 一項 億一 一項 位元 略) 以下「法」、設設の届出) は、 設の 項 装備する放射性同 元素等による放射線 項の規定により選任された放号の許可の年月日及び許可の 次のとおりとする。 「放射性同位 改 (以下 という。 「下限数量」という。 正 する同)を備えた診 しくは 元素」という。)で密封 位 以下「診療」 第九条第 している診 障 位 元 前 素の 害の 元素の その の氏 第三 害 \mathcal{O} + 数 防 化 名 療 防 数量及 エネル 合物 量 兀 施 前 止 止 **心設にあっては、 診療用高エネルギ** 療の 番号並 条第一 が 射 に関 項 に) 及 下 線 又 第一号の 関 0) する法 限 用 取 び は す 取扱主任者 近に同法 日法律第 る事 んる法 数 び] に 項 林 濃 装備の農産 射 量 量 度 0) を 水

規 許 律

定可

有

ギ

産

がら

すたを別の

元に千 する

項

を

置超

装

乗じ 次に掲げる事 用 放射線照射 て得 た数 事項 という。 量以 下 0 £ 0 (第十二)を備えた診療施(第十号の機器を除 < 設に あ以 って 下 は診

イ く

放射 定 によ 性 ŋ 同 選 位 任され 元 素等 た放射 \mathcal{O} 規 |射線取扱主任者の氏名||制に関する法律||第三十 兀 条 第 項 \mathcal{O}

に掲げる事項 装備 (備診療機器」という。) を備えた診療施!(のうち、農林水産大臣が定めるもの(以!封された放射性同位元素を装備している! **心設にあっては、以下「放射性同位** な診療の用に供す 、位元る

イ〜ハ 略

- の : 許 放 可 射 を使用する場合に 可の の年月日及び芸別性同位元素等の 限る。 許可の 0 規 制 番 番に男 する (同法第三条 法 律 第 九 の条 放第二 性 項 第 同 位 ___ 元号
- の五 定により選 する表示 放 射 性同 |項に規定する表示付認証機器及び同な選任された放射線取扱主任者の氏名||位元素等の規制に関する法律第三十| 付 特 定認証 機 機器のみ を使用する場合を除く。 、び同条第三項に規一 名(同法第十二) り 一項の

5 六

2

責

線管理 任

第

七条

2 放射性同位元素の取扱いに三十五条第二項の第一種放とが射線管理責任者は、対 を放 って 充てなけ れ ば なら に必要な専門的知識及び能力を有する:|放射線取扱主任者免状を有する者その:|放射性同位元素等の規制に関する法律: 力を有する者 他第

> 療 を /用放射 次に 乗じ 掲げる事 て 線照射器具」という。)を備えた診療施設にあって 得た数量以下のも 0 (第十号の機器 を 除 以 下

は診

イ { 略

三 放射 +匹 条第 一項の規定により選任され位元素等による放射線障害 に た 放 防 射止 線 に 取関 はする法 扱 主 任 者 律 \mathcal{O} 第

ホ 氏 名

機器のうち、農林水産大臣が定めるもの密封された放射性同位元素を装備して 素装備診療機器」 に掲げる事 という。 を備 えた診 療施 议 いる診 **心設にあっては、以下「放射性同なる診療の用に供え 心設にあ** 位す 次元る

イ〜ハ 略項

九条第二 条 条第二項第一号の許可の年月日及び許放射性同位元素等による放射線障害の 0 放射 性同位元素を使用する場合に限 る。 防 可 0 止 番 に 号 関 する法 同 法 第三 律

び氏 (名) (同法第十二条の五第二項に規定する表示付認一十四条第一項の規定により選任された放射線取扱放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する。 同 第三項に 規定する表示付 特定認証 歴機器の 4 がを使用する 刊認証機器及 取扱主任者の でする法は 律

+

2

七条 射線管理

責

任

2 びを止 |有する者その他放射性同位元素の取扱いに必要な||に関する法律第三十五条第二項の第一種放射線取||放射線管理責任者は、放射性同位元素等による放 力を有する者をもって充てなければならな 扱主 専 射 線障 菛 任者 的 害 識 免 \mathcal{O} 及状防

障 0) 用 予 高 エ ネル ける] 放 射

大臣 を備 三具又 0) により作り これ にえた診 ー が 定 用 予 放 防 は 射 放 んめる事 放 線 により管理を行うものとする。 射 療施 療用 関 成された放射線障害予防規程をもって、 同 射 発 する規程 生 同 位 性 元 装 項 設 同 位 元素等の 置、 を記載した放射線障害 位 \mathcal{O} 元 管理 線照 素又 元 に 診 素 一者は、 (線障害予防規程をもって、当該放射線障規制に関する法律第二十一条第一項の規案備診療機器のみを備えた場合にあって) 代えることが 療用放射線照 は 射 7器具、 陽 電 診療の 子 断 層 射 業務 できる。 射装 発 へ務の開始が 脱影診療用が の予防に関 ただし、 同 生 置、 位 元 療 診 前 放 か.に、 する 用 療 射 備 放 用 性 診 用 射 高 規 農 療 同 和線照射 エネル 定 林 位 元 未 線

線 診 療 従 事 者 等 0 被 ば 防 止

第 十三

2

掲げる値 療 施 設 の管理 を超えない 者 は、 ように 放 射 線診療従 L なけ 事者 れ ばならない 等 \mathcal{O} 受ける 等 価 線 量 が

した各期 眼 の水晶 年間につき五 体に 間 に つき百ミリ ついては、 十ミリシー シー 令 和三 年 ル 兀 \vdash 及 び 月 兀 日 月 以 一日を始 後 Ŧī. 年ごとに区 が期とす

3

の測 定等)

めるものとする。した結果に基づき、 くによる線量につい ること(以 + 兀 前 量について次に定めるところにより測定し、下「外部被ばく」という。)による線量及び音条の実効線量及び等価線量は、外部放射線に 農林 水産 大臣 が定める方 法 によ り そ の又内被値は部ば 以ばくす を対策に

略

各 号 0 規 定 0 ほ か 眼 0 水晶 体 0 等 価 線 量 を算 定 す る た 8

> 射 障 害 予 関 する 規

第 は、異なり 大を診射 臣備療装 七 十一条第一] これにより管理を行うものとする。ただし、[が定める事項を記載した放射線障害の予防に 当 放 え 用 た診 該 射 は 射 放 放 性 放 線発生装置、 射 性同 療用 射線障害の予防に関する規程に代えることが項の規定により作成された放射線障害予防 射性 同 療施設の管理者は、 位元素等による放射線 同 位元素又は陽電子 放射線照射器具、 位元素装備 高 ネル 診療用放射線照射 ギー 診療機器 診 療 放 ,断層撮 放射 射 の業務 障 害の防 性同 のみを備 装置、 影診 の開 位 えることが 止 療 えたた 診 に関する法律 に 始 用 療用 診 関 前 放 療用 はする に、 場 ※合に 規 放 用 程をも 射 農林 できる。 規 高 同 お線照射に位元素 あ 位 機 射 元 線

放 射 線 診 療従 事 者 等 0) 被 ば く防 止

十三 略

2 次に 診 掲 療 施 設の管理者は、 放 射線 診療従 事者等 0 受ける 等 価 量

五. |十ミリシーベルト||(の水晶体については、四月一日を始期とする一点がの水晶体については、四月一日を始期とする一点げる値を超えないようにしなければならない。 を始期とする一 年 間

に

0

3

0)

測

定

第 L くによる線量について次に定めるところにより測ること(以下「外部被ばく」という。)による線1十四条 前条の実効線量及び等価線量は、外部放2 \otimes るも た結 果に基づき、 のとする。 農林水産大臣が定める方法 に ょ 定 量 射 6りその 及び 又内は部 内 被 値 ば

を計被求算ば

くす

<u>\{ \equiv \equiv \} \equiv \} \equiv \{ \equiv \}</u>

新

メートル線量当量を測定することにより行うことができる。 線 量 0 測 定 は 眼の 近 傍その他の 適切な部 位に つい て三ミリ

Ŧī.

放 射線診療従事者等に係る線量の 記録)

第 号に · 五 条 掲げる線量 診療施設の管理者は、 一を記録し、 これを五年間保存しなければならなは、放射線診療従事者等に係る次の各

を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始 価 人 (略) 年間ごとの合計 線量について、四月一日、 組織(眼の 水晶 体及び女子の 七月一日、十月一日及び一月一日及び女子の腹部を除く。)別の等 期とする

三 ミリシー を始期とする一 月 月 間 月 眼 を含む第十三条第二 一日を始期とする一年間ごとに累積した値 日 \mathcal{O} 日を始 及 水晶 び ル 体 卜 期 月 0 年 とする 等 を超えた場 間についての眼 価 日 を始 線 量 年間ごとの 12 項 期とする各三 **湯合は、** 第一 0 V 号に定める五年間につい 7 当 0 水晶体 合計 該 兀 月 月 年間 間ごとの ただし、 \mathcal{O} 日 等価 以 降は、 七 線量が二十 合 月 四月 計 当 並 日 て、 該 び 日

匹 す 日 る 一 を始 月 女 子 間ごとの 年 期とする各三月 の腹 間ごとの合計 部 合計、 0 等 価線 兀 月 間 量につ ごとの 日 いて 七月 合計 毎月 並 日 び に 十月 日を始 兀 月 日 期と 日 及 を始 び す る各 期 月 غ

放 射線診 療従事者等の教育訓 練及び研修)

第 六条の二 元素等 0) 規制 診療 施設の管理者は、 に関する法律第二十二条の規 放射線診療従事者等 定に より 教育及 教育及び (放射性

> 兀 Ŧ.

第 号に掲げる線量を記録し、 + 十五条 診療施設の管理者は、放射線(放射線診療従事者等に係る線量の記! これを五年間保存しなければ れを五年間保存しなければなら放射線診療従事者等に係る次の

な

月一日を始期とする一年間ごとの合計(女子の腹部の月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計 ごとの にあって 日 人体の組織別の等価線量について、 合計並 は、 月 び 日 毎月 に 兀 月 月 日を始期とする各一月間ごとの合計、 日を始期とする一年間ごとの合計) 日及び一月一 日 四月一日、 を始期とする各三月 七月 等価 並 三月間月間月間 月

(新設)

新 設

放射線診療従事者等の教育訓練及び研修)

第 + 同 位 六条の二 元素等 iż よる放射線障害 診療施設の管理者は、 の防 止 放射線診療従事者等 に関する法律第二十二条の (放射 規 性

一らない。 とに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなけれ、前及び管理区域に立ち入った後にあっては一年を超えない期間練を施された者を除く。)に対し、初めて管理区域に立ち ばなご 入る

2 にに師 一せ を 素を備えた診 対し、 診療用: なければならない。 超えない期間ごとに、 規定する放射線取扱主任者定期講習を受けている者を除く。) (放射性同 初めて診療を行う前及び診療を行った後にあっては三年 放射 |療施設の管理者は、放射線診療従||性同位元素又は陽電子断層撮影診 位 . 元 元素等の 規制に関する法律第三十六条の二第一項1理者は、放射線診療従事者等である獣医収は陽電子断層撮影診療用放射性同位元 次に掲げる事項についての研 修 を受けさ 2

5 五.

3

炟 舥 | | (第十八条の二

放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、 種類 S H る端 100 空 鬞

気中の濃度限度等

| (器) | | | $^{101}\mathrm{Ag}$ | (路) | | | | | 核種 | 放 | |
|-----|---------|-------------|---------------------|-----|-------------|---|-------------|-----|------|------------|-----|
| (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | | | | | 化学形等 | 放射性同位元素の種類 | 第一欄 |
| (器) | | | (器) | (略) | | | (Bq/cm^3) | 寅 | 濃度限 | 空気中 | 第二欄 |
| (器) | | | (略) | (略) | (Bq/cm^3) | 承 | 濃度限 | 水中の | 又は排 | 排液中 | 第三欄 |
| (器) | | | (器) | (略) | (Bq/cm^3) | 展 | 濃度限 | 気中の | 又は空 | 排気中 | 第四欄 |
| | | | | | | | | | | | |

を理 を 定)施さなければならない。| 超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあっては一年により教育及び訓練を施された者を除く。) に対し、初めて管

5 兀 (略)

ーせをに十 ~な超対六 五けえし条 師 対し、 を備えた診療施設の管理者は、放診療用放射性同位元素又は陽電子 なければならない。 超えない期間ごとに、 六条の二第一項に規定する定期講習を受けている者を除く。) 放射性同位元素等による放射線障害の防 い期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさ初めて診療を行う前及び診療を行った後にあっては三年 放射 断層撮影診 線診療 止 従 止に関する法律第三従事者等である獣医診療用放射性同位元

3

炟 表 徭 | | (第十八条の二 . 関係)

中の濃度限度等 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、 種類で ある場合の空

| (器) | $^{101}\mathrm{Ag}$ | (略) | | | | | 核種 | 放 | |
|-----|---------------------|-----|-------------|---|-------------|-----|------|------------|-----|
| (略) | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | | | | | 化学形等 | 放射性同位元素の種類 | 第一欄 |
| (略) | (器) | (略) | | | (Bq/cm^3) | 承 | 濃度限 | 空気中 | 第二欄 |
| (器) | (器) | (略) | (Bq/cm^3) | 展 | 濃度限 | 米中の | 又は排 | 排液中 | 第三欄 |
| (器) | (器) | (略) | (Bq/cm^3) | 承 | 濃度限 | 気中の | 又は空 | 排気中 | 第四欄 |
| | | | | | | | | | |

| | ^{106m}Ag | (器) | | | 106 Ag | (器) | | | $^{105\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{105}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{104\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{104}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{103}\mathrm{Ag}$ | (器) | | $^{102}\mathrm{Ag}$ |
|-----------|-------------------------------|-------|---------|-------------|---------------------|-------|---------|--------------------|-------------------------------|-----|---------|--------------------|---------------------|-------|---------|--------------------|-------------------------------|-----|---------|-------------|---------------------|-------|---------|-------------|---------------------|-------|--------------|--------------------------------|
| 酸化物以外 | 硝酸描、硫化物、酸化物 | (器) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | <u> </u> | 硝酸塩、硫化物、酸化物 中水+ 懸け春に4 6 7 4 |
| · · · · · | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | (略) |
| : | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (略) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (略) | (器) | | (略) |
| | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | (略) |
| | $^{106\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{106}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{105\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{105}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{104\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{104}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{103}\mathrm{Ag}$ | (器) | | $^{102}\mathrm{Ag}$ |
| 駿 | 二硫化モリグデン、硫化 | (略) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | <u>、水酸化物及び</u> 金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | <u>、水酸化物及び</u> 金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | <u>、水酸化物及び</u> 金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (| | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 、小股"巨勿及0"虫周驭 | |
| | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (略) | (器) | | (器) |
| | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | (略) |
| | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (略) | (器) | | (器) |

| (器) | | ^{111m}Ag | (器) | | | $^{111}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{110\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{110}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{109\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{108	ext{m}}	ext{Ag}$ | (器) | | | $^{108}\mathrm{Ag}$ | (器) | |
|-----|------------------------|-------------|-------|---------|-------------|---------------------|-----|---------|-------------|-------------------------------|-----|---------|--------------------|---------------------|-------|---------|--------------------|-------------------------------|-----|---------|-------------|-------------------------|-----|---------|--------------------|---------------------|-----|--------------|
| (略) | 及び水酸化物以外の化合 物並びに金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 |
| (略) | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | |
| (略) | | (器) | (略) | | | (略) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | |
| (器) | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (略) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | |
| (略) | | ^{111m}Ag | (器) | | | $^{111}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{110\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{110}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{109\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{108	ext{m}}	ext{Ag}$ | (器) | | | $^{108}\mathrm{Ag}$ | (略) | |
| (略) | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | 酸化物及び金 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (路) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (路) | | <u>、水酸化物及び</u> 金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (路) | | <u>、水酸化物及び</u> 金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (路) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | <u>、水酸化物及び</u> 金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (| <u>び</u> 金属銀 |
| (器) | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | |
| (器) | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | |
| (略) | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | |

| (器) | | | $^{115}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{113\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{113}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | Ag |
|-------|---------|-------------|---------------------|-----|---------|-------------|-------------------------------|-----|---------|-------------|---------------------|-----|---------|-------------|----------------------|
| (器) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 启殿祖、皖17岁、殿17岁 |
| (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) |
| (器) | | | (器) | (器) | | | (略) | (器) | | | (略) | (器) | | | (略) |
| (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (略) |
| (器) | | | $^{115}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | 113mAg | (器) | | | $^{113}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | Ag |
| (() | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | | 、水酸化物及び金属銀 | 1 |
| (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (略) | | | (器) | (略) | | | (略) |
| (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (略) |
| (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) |

附則

に第十号ニ及びホ、第七条第二項、第七条の二、第十六条の二第一項及び第二項並びに別表第二の改正規定 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第七号ホ、第八号ニ、第九号ニ並び

は、公布の日から施行する。

〇農林水産省告示第八百七十九号

獣 医 療法 施 行 規 則 平 成 匹 年 農林水産省令第四十四号) 第十四条の規定に基づき、 平成二十一年二月二十

日 農林 水産 省告示 第二百三十 · 九 号 (獣医· 療法 施行規則第十四 条 \bigcirc 規定に基づき農林水産 大臣 が 定める方法を

定める件)の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十二日

農林水産大臣 江藤 拓

次の 表により、 改正 前欄に 掲げる規定 の傍線を付 した部分 (以 下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改 É 後欄 に掲げ る規定 定 の傍 線部 分が あ るもの は、 これを当該傍線部分の ように改め、 改正後欄に掲げ る規

定 \mathcal{O} 傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

第一 入摂取、 農林水産大臣 次項の規定により算出することにより行うものとする。 入摂取し、又は経口 な が産大王が忍う。 の規定により算出することにより行うもの。 取し、又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、 取し、又は経口摂取した放射性同位元素の摂取量を計算し、 欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに適切な方法により吸 欄に掲げる放射性同位元素の種類ごとに適切な方法により吸 部 ば くによる線量 が認めた方法により測定する場合は、 改 0 測 (定) 正 後 この限りでは ない。 入 摂 農林水産大臣が認めた方法により測定する場合は、 次項の規定により算出することにより行うものとする。ただし、 摂 、取し、 欄に 取し、又は経口 部 規則 被 掲げる放射性同位元素の種類ごとに適切な方法により吸い、又は経口摂取した放射性同位元素について別表第三の別算十匹条第五号の内部被ばくによる線量の測定は、吸 ばくによる線量の 摂取した放射性同位元素の摂取 改 測 定 正 前 この限りでは 量を計算し、

たは、

2

(実効線量及び 等価線量の

算定)

2 第三条 規則第十 (略) 兀 「 条 の 等価線量は、 次のとおりとする。

第三条

(略)

(実効線量及び等価線量の算定)

2

2

規則第十

-四条の:

等

価

線量は、

次のとおりとする。

略

IJ

メー 眼の

 \vdash

ル

線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうち

等価線量は、一センチメートル線量当量、

水晶

体

0

いずれか適切なものとすること。

十 マイクロメー 眼の水晶 略 体の トル 等価線量は、一センチメートル線量当量又は 線量当量のうち、 適切な方とすること。

七

略

型]表第三 (第二 条関係)

放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量係数

| | X | TIT. | (| |
|----------|---|--|-----------|--|
| | | | | |
| | | 核種 | 放 | |
| | | 化学形等 | 射性同位元素の種類 | 第一欄 |
| (mSv/Bq) | 蕊 | 誠 | 吸入摂取し | 第二欄 |
| (mSv/Bq) | 紽 | 揻 | 経口摂取し | 第三欄 |
| | | 対線量係数 効線 (mSv/Bq) (m/sv/Bq) (m/ | | 放射性同位元素の種類 吸入摂取し 経口 核種 化学形等 た場合の実 た場合の実 効線量係数 効線 (mSv/Bq) (mSv/Bq) |

別表第三 (第二条関係)

放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取した場合の実効線量係 数

鄉 (器) 校 奮 射性同位元素の種 瑟 舥 化学形等 麯 鮏 吸入摂取 7 效 場合の実 線量係数 (mSv/Bq) 舥 器 薰 $\overline{}$ 経口摂取し 効線量係数 た場合の実 (mSv/Bq) 舥 (器) $|\downarrow\downarrow$ 擮

| (略) ¹⁰⁶ Ag | (略) ^{105m} Ag | (略) ¹⁰⁵ Ag | ····Ag (略) | 103Ag (略) | 101Ag (略) 102Ag |
|--|---|--|--|--|---|
| 及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略) (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合 | 及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀(略) (略) 研酸塩、硫化物、酸化物 | 及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀 (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 | 語 製塩、 純化物、 製化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに 金属銀 (略) 高 製塩、 硫化物、 酸化物 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに金属銀 (略) | 硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀(略) 硝酸塩、硫化物、酸化物及砂水酸化物がで |
| (略) | (略) | (器) | ((器) () () () () () () () () | (| 8 |
| (器) | (器) | (器) | ((器) (器) | (| ス |
| (略) ¹⁰⁶ Ag | (略) 105mAg | (略) ¹⁰⁵ Ag | ····Ag (略) | 103Ag (略) | 101Ag (略) 102Ag |
| 、水酸化物及び金属銀 (略) (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び金属銀 | 、水酸化物及び金属銀 (略) (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 | 、水酸化物及び金属銀 (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 | 信酸温、硫化物、酸化物 、水酸化物及び 金属銀 (略) (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 | 硫化物、物及び金 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び 金属銀 (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び 金属銀 |
| (器) | (略) | (略) | (器 器) | | (|
| ((器) | ((る る 。 | (路) | (| 器器 | 器 器 器 |
| | | | | | |

| 物並びに金属銀 (略) | (略) | (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 及び水酸化物以外の化合 物並びに金属銀 | 開 繁 温、 熊 1 2 物、 酸 1 2 物 及 び 水 酸 化 物 以 外 の 化 合 物 並 び に 金 属 銀 (略) | 及び水酸化物以外 物並びに金属銀 (略) (略) | 及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀(略)(略)(略)(略) | <u>物並びに</u> 金属銀 硝酸塩及び <u>硫化物</u> (略) (略) (略) (略) が 106mAg 硝酸塩、硫化物、酸化物 |
|---|---|--|---------------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------------------|---|
| <u>-</u> 金属銀 (略) | 硫化物、酸化物 &化物以外の化合 1.金属銀 | 酸化物の化合 | 硫化物、酸化物 化物以外の化合 (金属銀 | 続化物、酸化物 化物以外の化合 企属銀 | (化物以外 (金属銀 | <u>(</u> | を を を を を を と : |
| | (器) | (| | | | | |
| (((((((((((((((((((| | | (器) | (| (郡) | (器 。) | (8 8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 |
| | (器 。) | (| (略) | (略) | (| (格 器) | (|
| (略) ¹¹¹ Ag | () 110mAg | (版) | 109mAg | (器) | 108m, | (略) | 106Ag (時各) 106mAg |
| (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び金属銀 | (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び金属銀 | (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び金属銀 | # 繁塩、硫化物、酸化物 、水酸化物及び金属銀 (略) | 験化物及び金 | 、水酸化物及US 金属銀 (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 | 硝酸塩及び <u>酸化物</u> (略) 硝酸塩、硫化物、酸化物 |
| (器) | (器 器) | (| 、 | 器 器 | (器) | (器 。 (8 。 | (8 8 8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 |
| (略) |) 器 器) | (((る る) | (略) | (器) | (略) | (略) | (器) |

| (器) | | | $^{115}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{113\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{113}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{112}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | 111m Ag | 1 |
|-------|---------|-------------|---------------------|-------|---------|-------------|-------------------------------|-----|---------|-------------|---------------------|-------|---------|-------------|---------------------|-------|---------|-------------|-------------------------------|-------------|
| (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 稍酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | 物並びに金属銀 | 及び水酸化物以外の化合 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | |
| (略) | | | (略) | (器) | | | (略) | (略) | | | (略) | (器) | | | (略) | (略) | | | (略) | Í |
| (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | 1 |
| (器) | | | $^{115}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{113\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{113}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{112}\mathrm{Ag}$ | (器) | | | $^{111\mathrm{m}}\mathrm{Ag}$ | / I |
| (略) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (略) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | (器) | | 、水酸化物及び金属銀 | 硝酸塩、硫化物、酸化物 | |
| (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | (器) | | | (器) | / [\ |
| (器) | | | (器 | (略) | | | (器) | (略) | | | (器) | (略) | | | (器) | (略) | | | (器) | Í |

「獣医療法施行規則の一部を改正する省令及び関連告示の施行に伴う診療用放射線の防護等について」(平成21年2月20日付け20消安第11529号農林水産省消費 ・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 Æ 後

第1 改正の背景

近年の飼育動物に対する国民の意識の変化に伴い、高度獣医療に対する ニーズが高まっており、放射線診療分野において、従来実施されているエ ックス線装置を利用した診療に加え、診療用高エネルギー放射線発生装 置、放射性医薬品等を利用した高度放射線診療の導入が望まれている。

欧米の獣医療では、人の医療で実施されている高度な医療技術が導入さ れており、特に放射性医薬品を用いた核医学については、競走馬や乗用馬 での微小骨折の早期診断を中心に普及し、犬や猫の小動物臨床においても 腫瘍の早期診断や転移の評価等で利用されており、有用性の高い診療方法 として認知されている。

一方、我が国では、現行の獣医療法(平成4年法律第46号。以下 「法」という。)及び獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44 号。以下「規則」という。) において、診療用エックス線装置に関する診 療施設の構造設備の基準及び診療施設の管理に関する事項について定めら れているのみで、獣医療において高度放射線診療に対する放射線の防護の 体制が整備されていなかった。

このことから、エックス線装置に加え、診療用高エネルギー放射線発生 装置、放射性医薬品等(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射 線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療 用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)による放射 線の防護のため、規則を改正し、診療施設の構造設備の基準及び診療施設 の管理に関する事項等を定めることにより、獣医療における高度放射線診 療の体制を整備する。

第2 放射性同位元素等の規制に関する法律との関係

放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以 下「放射性同位元素等規制法」という。)では、放射性同位元素等の規制 に関する法律施行令(昭和35年政令第259号。以下「放射性同位元素 等規制法施行令」という。) で定める数量を超える放射性同位元素又は放 射線発生装置を使用等する場合、放射性同位元素等規制法施行令で定める|射線発生装置を使用等する場合、障防法で定めるところにより、文部科学

現

行

第1 改正の背景

近年の飼育動物に対する国民の意識の変化に伴い、高度獣医療に対する ニーズが高まっており、放射線診療分野において、従来実施されているエ ックス線装置を利用した診療に加え、診療用高エネルギー放射線発生装 置、放射線医薬品等を利用した高度放射線診療の導入が望まれている。

欧米の獣医療では、人の医療で実施されている高度な医療技術が導入さ れており、特に放射性医薬品を用いた核医学については、競走馬や乗用馬 での微小骨折の早期診断を中心に普及し、犬や猫の小動物臨床においても 腫瘍の早期診断や転移の評価等で利用されており、有用性の高い診療方法 として認知されている。

一方、我が国では、現行の獣医療法(平成4年法律第46号。以下 「法」という。)及び獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44 号。以下「規則」という。)において、診療用エックス線装置に関する診 療施設の構造設備の基準及び診療施設の管理に関する事項について定めら れているのみで、獣医療において高度放射線診療に対する放射線の防護の 体制が整備されていなかった。

このことから、エックス線装置に加え、診療用高エネルギー放射線発生 装置、放射性医薬品等(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射 線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療 用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)による放射 線の防護のため、規則を改正し、診療施設の構造設備の基準及び診療施設 の管理に関する事項等を定めることにより、獣医療における高度放射線診 療の体制を整備する。

第2 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律との関係

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法 律第167号。以下「障防法」という。)では、放射性同位元素等による 放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号。以下 「障防法施行令」という。)で定める数量を超える放射性同位元素又は放 ところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない(同法第3条)。また、放射性同位元素等規制法施行令で定める数量を超える放射性同位元素以外の放射性同位元素についても、使用の届出を行わなければならない(放射性同位元素等規制法第3条の2)。ただし、放射性同位元素のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第2条第1項に規定する医薬品及び規則第1条第1項第11号に規定する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(治療又は診断のために獣医療を受ける飼育動物に対し投与される薬物であって、当該治療又は診断を行う診療施設において調剤されるものに限る。)については、放射性同位元素等規制法の適用から除かれている。

したがって、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具及び放射性同位元素装備診療機器については、同法の適用を受けること、一方、医薬品である診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(薬機法第2条第17項に規定する治験の対象とされる薬物であるものを除く。以下同じ。)については、放射性同位元素等規制法の適用は受けないことに留意されたい。

- 第3 エックス線装置のみを用いて診療を行う診療施設に関する事項 $1 \sim 7$ (略)
 - 8 放射線診療従事者等の被ばく防止(規則第13条)
 - $(1) \sim (6)$ (略)
 - (7) 第2項第1号の眼の水晶体の等価線量限度は、<u>令和3年4月1日</u> <u>以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト及び4</u> 月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルトとする。
 - (8) 第2項第1号に規定する「令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト」とは、5年間のブロック管理で規制することを意味する。具体的には、放射線診療従事者等の使用開始時期に関係なく、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、令和8年4月1日から令和13年3月31日までというように、期間ごとに区切られたブロック管理とする。
 - (9) ~ (11) (略)
 - 9 線量の測定等(規則第14条)

大臣の許可を受けなければならない(<u>障防法</u>第3条)。また、<u>障防法施行</u> 令で定める数量を超える放射性同位元素以外の放射性同位元素についても、使用の届出を行わなければならない(<u>障防法</u>第3条の2)。ただし、放射性同位元素のうち、<u>薬事法</u>(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品については、障防法の適用から除かれている。

したがって、<u>今回改正する内容のうち、</u>診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具及び放射性同位元素装備診療機器については、<u>障防法</u>の適用を受けること、一方、医薬品である診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(<u>いわゆる放射性医薬品</u>)については、<u>障防法</u>の適用は受けないことに留意されたい。

- 第3 エックス線装置のみを用いて診療を行う診療施設に関する事項 $1 \sim 7$ (略)
 - 8 放射線診療従事者等の被ばく防止 (規則第13条)
 - $(1) \sim (6)$ (略)
 - (7)第2項第1号の眼の水晶体の等価線量限度は、1年間につき<u>15</u>0ミリシーベルトとする(4月1日を始期とする。)。

(新設)

(8) ~ (10) (略)

9 線量の測定等(規則第14条)

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第1項第4号に規定する「眼の近傍」とは、頭けい部のうち眼の 水晶体が受ける放射線量を直接測定するために適切な位置のことを いう。
- (5) 第1項第5号の外部被ばくによる測定については、管理区域に立ち入っている間継続して行う。
- (6) (略)
- 10 放射線診療従事者等に係る線量の記録(規則第15条)
- (1) (2) (略)
- (3) ある年度の眼の水晶体の等価線量が20ミリシーベルトを超えた 場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む令和3年4月1日以 後5年ごとに区分した各5年間の累積実効線量(4月1日を始期と する1年間ごとに算定された実効線量の合計)を記録し、その記録 を診療施設において保存すること。

(4) (略)

11~18 (略)

別図 (略)

表1~表6 (略)

- 第4 診療用高エネルギー放射線発生装置等を用いて診療を行う診療施設 に関する事項
 - 1 基本的事項
 - (1)診療用高エネルギー放射線発生装置等(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を使用して高度放射線診療を行う診療施設の開設者は、これら機器等を診療施設に備えた場合、10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に規則第1条第1項第7号から第11号までに定める事項を届け出なければならない。また、これらの使用を廃止したとき又は届出事項を変更したときも同様である。

なお、「備えた場合」とは、これらの装置等について、<u>放射性同位元素等規制法</u>に基づく使用の許可を受けた場合又は使用の届出を行った場合と解されたい。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(新設)

(4) 第1項第4号の外部被ばくによる測定については、管理区域に立ち入っている間継続して行う。

(5) (略)

10 放射線診療従事者等に係る線量の記録(規則第15条)

(1) • (2) (略)

(新設)

_<u>(3)</u> (略) 11~18 (略) 別図 (略)

表 1 ~表 6 (略)

- 第4 診療用高エネルギー放射線発生装置等を用いて診療を行う診療施設 に関する事項
 - 1 基本的事項
 - (1)診療用高エネルギー放射線発生装置等(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を使用して高度放射線診療を行う診療施設の開設者は、これら機器等を診療施設に備えた場合、10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に規則第1条第1項第7号から第11号までに定める事項を届け出なければならない。また、これらの使用を廃止したとき又は届出事項を変更したときも同様である。

なお、「備えた場合」とは、これらの装置等について、<u>障防法</u>に 基づく使用の許可を受けた場合又は使用の届出を行った場合と解さ れたい。 (2) 原子力規制委員会から農林水産大臣に対して、放射性同位元素等 規制法第47条第1項の規定による連絡(診療用高エネルギー放射 線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放 射性同位元素装備診療機器の使用の許可又は使用の届出)がなされ た場合、これに関して畜水産安全管理課は、各都道府県担当部局に 連絡する。

(3) (略)

- (4) なお、届出の必要がある診療用高エネルギー放射線発生装置等の 定義は次のとおりである。
 - <u>ア</u> 「診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、診療の用に供する1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置をいう(規則第1条第1項第7号)。
 - <u>イ</u> 「診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数が下限数量に1,000を乗じて得た数量を超えるものをいう(規則第1条第1項第8号)。ただし、放射性同位元素装備診療機器は含まれない。
 - ウ 「診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数が下限数量に1,000を乗じて得た数量以下のものをいう(規則第1条第1項第9号)。ただし、放射性同位元素装備診療機器は含まれない。
 - 工 「放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち農林水産大臣が定めるものをいう(規則第1条第1項第10号)。現在、大臣指定機器告示において、骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ及び輸血用血液照射装置が定められている。
 - 才 「診療用放射性同位元素」とは、医薬品(<u>薬機法</u>第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)である放射性同位元素で密封されていないものをいう。ただし、放射性同位元素であって、陽電子断層撮影診療に用いるものは含まれない(規則第1条第1項第11号)。
 - <u>カ</u>「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とは、放射性同位元素であって、陽電子断層撮影診療に用いるものをいう(規則第1

(2) <u>文部科学大臣</u>から農林水産大臣に対して、<u>障防法</u>第47条第1項 の規定による連絡(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放 射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療 機器の使用の許可又は使用の届出)がなされた場合、これに関して 畜水産安全管理課は、各都道府県担当部局に連絡する。

(3) (略)

(4) なお、届出の必要がある診療用高エネルギー放射線発生装置等の 定義は次のとおりである。

「診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、診療の用に供する 1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線 の発生装置をいう(規則第1条第1項第7号)。

「診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数が下限数量に1,000を乗じて得た数量を超えるものをいう(規則第1条第1項第8号)。ただし、放射性同位元素装備診療機器は含まれない。

「診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器で、その装備する放射性同位元素の数が下限数量に

1,000を乗じて得た数量以下のものをいう(規則第1条第1項第9号)。ただし、放射性同位元素装備診療機器は含まれない。

「放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち農林水産大臣が定めるものをいう(規則第1条第1項第10号)。現在、大臣指定機器告示において、骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ及び輸血用血液照射装置が定められている。

「診療用放射性同位元素」とは、医薬品(<u>薬事法</u>第2条第1項に 規定する医薬品をいう。以下同じ。)である放射性同位元素で密封 されていないものをいう。ただし、放射性同位元素であって、陽電 子断層撮影診療に用いるものは含まれない(規則第1条第1項第1 1号)。

「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とは、<u>医薬品である</u>放射性同位元素であって、陽電子断層撮影診療に用いるものをいう

条第1項第11号)。

- (5) (略)
- 2 診療用高エネルギー放射線発生装置等の届出に関する事項
- 1) 診療用高エネルギー放射線発生装置の届出(規則第1条第1項第 7号)
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 第7号ホの事項については、診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する場合、放射性同位元素等規制法も適用されることから、同法第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名を記載する。
- 2) 診療用放射線照射装置の届出(規則第1条第1項第8号)
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 第8号ニの事項については、診療用放射線照射装置を使用する場合、放射性同位元素等規制法も適用されることから、同法第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名を記載する。
- 3) 診療用放射線照射器具の届出 (規則第1条第1項第9号)
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第9号ニの事項については、診療用放射線照射器具を使用する場合、放射性同位元素等規制法も適用されることから、同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名を記載する。
- (5) (略)
- 4) 放射性同位元素装備診療機器の届出(規則第1条第1項第10 号)
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第10号二及びホの事項については、<u>放射性同位元素等規制法</u>が 適用される機器である場合、<u>同法</u>第9条第2項第1号の許可の年月 日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任され た放射線取扱主任者の氏名を記載する。
- 5) (略)
- 3 診療用高エネルギー放射線発生装置等の使用室等の構造設備

(規則第1条第1項第11号)。

- (5) (略)
- 2 診療用高エネルギー放射線発生装置等の届出に関する事項
- 1) 診療用高エネルギー放射線発生装置の届出(規則第1条第1項第7号)
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 第7号ホの事項については、診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する場合、<u>障防法</u>も適用されることから、<u>障防法</u>第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名を記載する。
- 2) 診療用放射線照射装置の届出(規則第1条第1項第8号)
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 第8号ニの事項については、診療用放射線照射装置を使用する場合、<u>障防法</u>も適用されることから、<u>障防法</u>第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名を記載する。
- 3) 診療用放射線照射器具の届出 (規則第1条第1項第9号)
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第9号二の事項については、診療用放射線照射器具を使用する場合、<u>障防法</u>も適用されることから、同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名を記載する。

(5) (略)

- 4) 放射性同位元素装備診療機器の届出(規則第1条第1項第10 号)
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第10号二及びホの事項については、<u>障防法</u>が適用される機器である場合、<u>障防法</u>第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号並びに同法第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名を記載する。
- 5) (略)
- 3 診療用高エネルギー放射線発生装置等の使用室等の構造設備

- $1) \sim 9)$ (略)
- 10) 放射線治療収容室(規則第6条の11)
- (1) (略)
- (2) 放射線治療収容室は、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射 器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位 元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設である。

この場合、「治療を受けている」とは、診療用放射線照射装置又 は診療用放射線照射器具の飼育動物体内への挿入、あるいは診療用 放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の投与に より、放射線治療を受けていることである。

なお、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用に 当たっては、<u>放射性同位元素等規制法</u>の適用を受けることに留意さ れたい。

- $(3) \sim (7)$ (略)
- 4 放射線装置の防護等
- 1) 放射線管理責任者(規則第7条)
- (1) (略)
- (2) 放射性同位元素等規制法第34条第1項の規定では、密封されていない放射線源を使用する場合は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、同法第35条第2項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから放射線取扱主任者を選任しなければならない旨が定められている。医薬品である診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する場合に限れば、同法の適用は受けないが、今回、獣医療に初めて、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が導入されることを踏まえ、これらを使用する診療施設にあっては、関連法規に加え、放射性同位元素及び獣医学に関する知識や技能有している者であるが、第1種放射線取扱主任者免状を有する獣医師を放射線管理責任者として配置されたい。
- (3) ただし、<u>放射性同位元素等規制法</u>第12条の8の特定許可使用者 (放射性同位元素の使用する許可使用者又は放射線発生装置の使用 する許可使用者をいう。)として、第1種放射線取扱主任者免状を 有する者を既に配置している場合は、当該者を放射線管理責任者と して差し支えない。

- $1) \sim 9)$ (略)
- 10) 放射線治療収容室(規則第6条の11)
- (1) (略)
- (2) 放射線治療収容室は、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射 器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位 元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設である。

この場合、「治療を受けている」とは、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の飼育動物体内への挿入、あるいは診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の投与により、放射線治療を受けていることである。

なお、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用に当たっては、障防法の適用を受けることに留意されたい。

$(3) \sim (7)$ (略)

- 4 放射線装置の防護等
- 1) 放射線管理責任者(規則第7条)
- (1) (略)
- (2) 障防法第34条第1項の規定では、密封されていない放射線源を使用する場合は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、同法第35条第2項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから放射線取扱主任者を選任しなければならない旨が定められている。医薬品である診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する場合に限れば、障防法の適用は受けないが、今回、獣医療に初めて、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が導入されることを踏まえ、これらを使用する診療施設にあっては、関連法規に加え、放射性同位元素及び獣医学に関する知識や技能有している者であるが、第1種放射線取扱主任者免状を有する獣医師を放射線管理責任者として配置されたい。
- (3) ただし、<u>障防法</u>第12条の8の特定許可使用者(放射性同位元素 の使用する許可使用者又は放射線発生装置の使用する許可使用者を いう。)として、第1種放射線取扱主任者免状を有する者を既に配 置している場合は、当該者を放射線管理責任者として差し支えな い。

- (4) (5) (略)
- 2) 放射線障害の予防に関する規程(規則第7条の2)
- (1) (略)
- (2) ただし、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射 装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器のみ を備えた場合にあっては、<u>放射性同位元素等規制法</u>も適用されるこ とから、<u>同法</u>第21条第1項の規定により作成された放射線障害予 防規程をもって代えることができる。
- 3) 4) (略)
- 5 (略)
- 6 使用場所等の制限(規則第10条)
- (1) (2) (略)
- (3) 手術室での診療用高エネルギー放射線発生装置の使用について 「特別の理由により移動して手術室において使用する」とは、手術 室で開創した状態の患部に術中照射を行う必要がある場合に限定さ れる。

なお、当該手術室において、診療用高エネルギー放射線発生装置 を使用する際、法第3条の規定に基づき、診療施設の所在地を管轄 する都道府県知事に届出を行う必要がある。

この場合であっても、<u>放射性同位元素等規制法</u>の適用を受けるものであることに留意すること。また、「適切な防護措置を講じた場合」の内容は、おおむね次のとおりである。

ア~コ (略)

(4)診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具のエックス線診療室での使用について

ここでいう「特別の理由」とは、診療用放射線照射装置又は診療 用放射線照射器具を飼育動物の体内に挿入する際、挿入部位の位置 確認のため、エックス線装置と組み合わせて使用する必要がある場 合に限られること。

なお、エックス線診療室に診療用放射線照射装置又は診療用放射 線照射器具を備えたときは、法第3条の規定に基づく届出を行うこ と。この場合において、規則第1条第1項第6号の規定に関し、エ ックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置

- (4) (5) (略)
- 2) 放射線障害の予防に関する規程(規則第7条の2)
- (1) (略)
- (2) ただし、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器のみを備えた場合にあっては、<u>障防法</u>も適用されることから、<u>障防法</u>第21条第1項の規定により作成された放射線障害予防規程をもって代えることができる。
- 3) 4) (略)
- 5 (略)
- 6 使用場所等の制限(規則第10条)
- (1) · (2) (略)
- (3) 手術室での診療用高エネルギー放射線発生装置の使用について「特別の理由により移動して手術室において使用する」とは、手術室で開創した状態の患部に術中照射を行う必要がある場合に限定される。

なお、当該手術室において、診療用高エネルギー放射線発生装置 を使用する際、法第3条の規定に基づき、診療施設の所在地を管轄 する都道府県知事に届出を行う必要がある。

この場合であっても、<u>障防法</u>の適用を受けるものであることに留意すること。また、「適切な防護措置を講じた場合」の内容は、おおむね次のとおりである。

ア~コ (略)

(4)診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具のエックス線診 療室での使用について

ここでいう「特別の理由」とは、診療用放射線照射装置又は診療 用放射線照射器具を飼育動物の体内に挿入する際、挿入部位の位置 確認のため、エックス線装置と組み合わせて使用する必要がある場 合に限られること。

なお、エックス線診療室に診療用放射線照射装置又は診療用放射 線照射器具を備えたときは、法第3条の規定に基づく届出を行うこ と。この場合において、規則第1条第1項第6号の規定に関し、エ ックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置 として、当該診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する旨を記載し、法第3条の規定に基づき、診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行う必要がある。

この場合において、当該エックス線診療室は、エックス線装置と 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の同時使用の条件 下での放射線障害の防止に関する構造設備の基準を満たしているこ と。

この場合であっても、<u>放射性同位元素等規制法</u>の適用を受けるものであることに留意すること。

また、「適切な防護措置」の内容は、おおむね次のとおりである。

ア~キ (略)

(5) 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の診療用放射性 同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で の使用について

ここでいう「特別の理由」とは、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を投与した飼育動物の画像診断の精度を高めるため、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を核医学撮像装置の吸収補正用線源として使用する場合に限られる。

なお、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を備えたときは、法第3条の規定に基づく届出を行う。この場合において、規則第1条第1項第11号ハの規定に関し、当該診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置として、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する旨を記載し、法第3条の規定に基づき、診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行う必要がある。

この場合において、当該診療用放射性同位元素使用室又は当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素と診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の同時使用の条件下での放射線障害の防止に関する構造設備の基準を満たしていること。

この場合にあっても、放射性同位元素等規制法の適用を受けるも

として、当該診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する旨を記載し、法第3条の規定に基づき、診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行う必要がある。

この場合において、当該エックス線診療室は、エックス線装置と 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の同時使用の条件 下での放射線障害の防止に関する構造設備の基準を満たしているこ と。

この場合であっても、<u>障防法</u>の適用を受けるものであることに留意すること。

また、「適切な防護措置」の内容は、おおむね次のとおりである。

ア~キ (略)

(5) 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の診療用放射性 同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で の使用について

ここでいう「特別の理由」とは、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を投与した飼育動物の画像診断の精度を高めるため、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を核医学撮像装置の吸収補正用線源として使用する場合に限られる。

なお、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を備えたときは、法第3条の規定に基づく届出を行う。この場合において、規則第1条第1項第11号ハの規定に関し、当該診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置として、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する旨を記載し、法第3条の規定に基づき、診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行う必要がある。

この場合において、当該診療用放射性同位元素使用室又は当該陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素と診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の同時使用の条件下での放射線障害の防止に関する構造設備の基準を満たしていること。

この場合にあっても、障防法の適用を受けるものであることに留

のであることに留意すること。また、「適切な防護措置」の内容は、おおむね次のとおりである。

ア~オ (略)

(6) 手術室での一時的な診療用放射線照射器具の使用について 手術室において、診療用放射線照射器具を一時的に使用する場合 にあっては、適切な防護措置を講ずる必要がある。

診療用放射線照射器具の使用に関し、「一時的に使用する場合」とは、手術室における獣医学的な管理の必要がある飼育動物に対して、体内に挿入することにより用いられる診療用放射線照射器具の使用が必要かつやむを得ない場合に限り、一時的に使用を認めるという趣旨である。手術室において管理する必要のない飼育動物に対して使用することは認められない。

この場合であっても、<u>放射性同位元素等規制法</u>の適用を受けるものであることに留意すること。

 $(7) \sim (9)$ (略)

7 (略)

- 8 飼育動物の収容制限(規則第10条の4)
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 退出基準については、退出基準告示で、次のとおり飼育動物の種類、放射性同位元素の種類、診療の種類及び退出させることができる状態が定められている。

ア~ウ (略)

- 工 犬及び猫における陽電子断層撮影診療用放射性同位元素である、炭素11を用いた陽電子断層撮影検査では、陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素が投与されてから4時間以上経過していること。
- 才 犬及び猫における陽電子断層撮影診療用放射性同位元素である、窒素13又は酸素15を用いた陽電子断層撮影検査では、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与されてから1時間以上経過していること。

なお、退出基準が定められていない放射線診療を受けている飼育動物、すなわち、診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射 器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている飼育動物又は診療 意すること。また、「適切な防護措置」の内容は、おおむね次のとおりである。

ア~オ (略)

(6) 手術室での一時的な診療用放射線照射器具の使用について 手術室において、診療用放射線照射器具を一時的に使用する場合 にあっては、適切な防護措置を講ずる必要がある。

診療用放射線照射器具の使用に関し、「一時的に使用する場合」とは、手術室における獣医学的な管理の必要がある飼育動物に対して、体内に挿入することにより用いられる診療用放射線照射器具の使用が必要かつやむを得ない場合に限り、一時的に使用を認めるという趣旨である。手術室において管理する必要のない飼育動物に対して使用することは認められない。

この場合であっても、<u>障防法</u>の適用を受けるものであることに留意すること。

 $(7) \sim (9)$ (略)

7 (略)

- 8 飼育動物の収容制限(規則第10条の4)
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 退出基準については、退出基準告示で、次のとおり飼育動物の種類、放射性同位元素の種類、診療の種類及び退出させることができる状態が定められている。

ア~ウ (略)

(新設)

(新設)

なお、退出基準が定められていない放射線診療を受けている飼育動物、すなわち、診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている飼育動物又は診療

用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影用診療用放射性同位元素 により治療を受けている飼育動物については、退出させることがで きないことに留意されたい。

- (6) (略)
- (7) 退出基準は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を投与された飼育動物が管理区域から退出することに起因する飼育者や一般公衆の被ばくを適切に防護するために定められたものである。

退出基準告示で定めた基準の考え方については、報告書で次のと おり取りまとめられている。

ア・イ (略)

ウ <u>テクネチウム99m及びふっ素18の評価の際は、</u>退出基準を満たして退出した飼育動物から飼育者及び一般公衆が受ける被ばく線量を評価するため、<u>あらかじめ想定した</u>退出基準を満たす時点における当該飼育動物体内の放射能及び放射能濃度について評価を行った。評価は、飼育動物の体内放射能残量率等は考慮せず、投与する放射性同位元素の物理的半減期のみを考慮して行った。その結果、退出基準を満たす時点における当該飼育動物体内の放射能及び放射能濃度は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の下限数量及び濃度</u>(1年当たり10マイクロシーベルトの実効線量に相当する放射能及び放射能濃度として算出された値。)を下回っていた。したがって、飼育者及び一般公衆の被ばく線量も抑制すべき線量基準を下回ると評価された。

また、炭素11、窒素13及び酸素15の評価の際は、当該核種の物理的半減期が極めて短いことを踏まえ、動物愛護等の観点から、退出時点の放射能又は放射能濃度が同法の下限数量及び濃度を十分に下回る時間を退出基準として設定した。

9 • 10 (略)

- 11 放射線診療従事者等の被ばく防止(規則第13条)
- $(1) \sim (7) \qquad (略)$
- (8) 第2項第1号の眼の水晶体の等価線量限度は、<u>令和3年4月1日</u> <u>以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト及び4</u> <u>月1日を始期とする</u>1年間につき<u>50ミリシーベルト</u>とする。

用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影用診療用放射性同位元素 により治療を受けている飼育動物については、退出させることがで きないことに留意されたい。

- (6) (略)
- (7) 退出基準は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を投与された飼育動物が管理区域から退出することに起因する飼育者や一般公衆の被ばくを適切に防護するために定められたものである。

退出基準告示で定めた基準の考え方については、報告書で次のとおり取りまとめられている。

ア・イ (略)

ウ 退出基準を満たして退出した飼育動物から飼育者及び一般公衆が受ける被ばく線量を評価するため、退出基準を満たす時点における当該飼育動物体内の放射能及び放射能濃度について評価を行った。評価は、飼育動物の体内放射能残量率等は考慮せず、投与する放射性同位元素の物理的半減期のみを考慮して行った。その結果、退出基準を満たす時点における当該飼育動物体内の放射能及び放射能濃度は、<u>障防法</u>の下限数量限度(1年当たり10マイクロシーベルトの実効線量に相当する放射能及び放射能濃度として算出された値。)を下回っていた。したがって、飼育者及び一般公衆の被ばく線量も抑制すべき線量基準を下回ると評価された。

9 • 10 (略)

- 11 放射線診療従事者等の被ばく防止(規則第13条)
- $(1) \sim (7)$ (略)
- (8) 第2項第1号の眼の水晶体の等価線量限度は、1年間につき<u>15</u>0ミリシーベルトとする<u>(4月1日を始期とする。)</u>。

(9)第2項第1号に規定する「令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト」とは、5年間のブロック管理で規制することを意味する。具体的には、放射線診療従事者等の使用開始時期に関係なく、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、令和8年4月1日から令和13年3月31日までというように、期間ごとに区切られたブロック管理とする。

 $(10) \sim (12)$ (略)

- 12 線量の測定等(規則第14条)
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 第1項第4号に規定する「眼の近傍」とは、頭けい部のうち眼の 水晶体が受ける放射線量を直接測定するために適切な位置のことを いう。
- (5) 第1項第5号の外部被ばくによる測定については、管理区域に立ち入っている間継続して行う。
- (6)第1項第6号の内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素使用室その他の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合は、3月間を超えない期間ごとに1回、妊娠中である女子にあっては、本人の申出等により管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間1月を超えない期間ごとに1回行う。
- (7) 外部被ばく及び内部被ばくによる実効線量<u>及び等価線量</u>の算定方 法については、別途線量算定告示を参照されたい。
- 13 放射線診療従事者等に係る線量の記録(規則第15条)
- (1) (2) (略)
- (3) ある年度の眼の水晶体の等価線量が20ミリシーベルトを超えた 場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む令和3年4月1日以 後5年ごとに区分した各5年間の累積実効線量(4月1日を始期と する1年間ごとに算定された実効線量の合計)を記録し、その記録 を診療施設において保存すること。

(4) (略)

14 (略)

(新設)

(9) \sim (11) (略)

12 線量の測定等(規則第14条)

 $(1) \sim (3)$ (略)

(新設)

- (4) 第1項第4号の外部被ばくによる測定については、管理区域に立ち入っている間継続して行う。
- (5)第1項第5号の内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って吸入摂取又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素使用室その他の放射性同位元素を吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合は、3月間を超えない期間ごとに1回、妊娠中である女子にあっては、本人の申出等により管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間1月を超えない期間ごとに1回行う。
- (6) 外部被ばく及び内部被ばくによる実効線量の算定方法について は、別途線量算定告示を参照されたい。
- 13 放射線診療従事者等に係る線量の記録(規則第15条)

(1) • (2) (略)

(新設)

(3) (略)

14 (略)

15 放射線診療従事者等の教育訓練及び研修(規則第16条の2)

(1) • (2) (略)

(3) (略)

(4) 研修の対象は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素を用いた放射線診療従事する獣医師であるが、<u>放射</u> 性同位元素等規制法第36条の2に規定する<u>放射線取扱主任者定期</u> 講習を受けている者、すなわち、<u>同法</u>上の放射線取扱主任者に該当 する者については、当該研修について省略することができる。

(5) (略)

 $16\sim 22$ (略)

23 その他の留意すべき事項

以上のほか、次の事項について留意の上、指導をお願いする。

- (1) (略)
- (2) 電離放射線障害防止規則等の適用

労働安全衛生法 又は国家公務員法の適用を受ける診療施設等にあっては、従前どおり、それぞれ電離放射線障害防止規則又は人事院 規則10-5が適用される。

- (3) (略)
- (4) 薬機法との関係

現在、診療用高エネルギー放射線発生装置等は、<u>薬機法</u>上、動物 用に承認されたものはないことから、人用に承認されたものが使用 されることになる。<u>同法</u>の趣旨に鑑みれば、獣医師は診療上やむを 得ない場合のみに限り使用するべきであり、安易な使用は<u>厳に</u>慎ま なければならない。

- 24 線量の算定等
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 排水・排気等に係る放射性同位元素の濃度の算定 ア〜ウ (略)
- 注1) 同一核種につき化学形が不明な場合にあっては、規則別表第2の第1欄により使用核種中最も厳しい値となる化学形等の 濃度限度を用いる。

ただし、薬機法に基づいて承認されている放射性医薬品に

15 放射線診療従事者等の教育訓練及び研修(規則第16条の2)

(1) · (2) (略)

(2) (略)

(3) 研修の対象は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用 放射性同位元素を用いた放射線診療従事する獣医師であるが、<u>障防</u> 法第36条の2に規定する<u>定期講習</u>を受けている者、すなわち、<u>障</u> 害防止法上の放射線取扱主任者に該当する者については、当該研修 について省略することができる。

(4) (略)

 $16\sim22$ (略)

23 その他の留意すべき事項 以上のほか、次の事項について留意の上、指導をお願いする。

- (1) (略)
- (2) 電離放射線障害防止規則等の適用 <u>労働安全法</u>又は国家公務員法の適用を受ける診療施設等にあって は、従前どおり、それぞれ電離放射線障害防止規則又は人事院規則 10-5が適用される。
- (3) (略)
- (4) 薬事法との関係

現在、診療用高エネルギー放射線発生装置等は、<u>薬事法</u>上、動物用に承認されたものはないことから、人用に承認されたものが使用されることになる。<u>薬事法</u>の趣旨に鑑みれば、獣医師は診療上やむを得ない場合のみに限り使用するべきであり、安易な使用は<u>現に</u>慎まなければならない。

- 24 線量の算定等
- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 排水・排気等に係る放射性同位元素の濃度の算定 ア〜ウ (略)
- 注1) 同一核種につき化学形が不明な場合にあっては、規則別表第2 の第1欄により使用核種中最も厳しい値となる化学形等の濃度 限度を用いる。

ただし、<u>薬事法</u>に基づいて承認されている放射性医薬品につ

ついての空気、排水及び排気濃度の算定に当たっては、当該 医薬品核種の化学形の濃度限度を用いても差し支えない

注2)~注5) (略)

第5 施行期日等

- (1) 規則及び線量算定告示の改正(令和2年農林水産省令第34号及び令和2年農林水産省告示第879号)に伴う本通知の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- (2) (1) 以外の改正規定は、令和2年4月22日から施行する。

いての空気、排水及び排気濃度の算定に当たっては、当該医薬 品核種の化学形の濃度限度を用いても差し支えない

注2)~注5) (略)

第5 施行期日等

- (1)規則及び関連告示は、平成21年2月20日から施行する。
- (2) 規則の施行の際、規則第1条第1項第7号から第11号までに規 定する装置等を既に備えている診療施設の開設者は、当該規則の施 行後1か月以内に各号に掲げる事項を当該診療施設の所在地を管轄 する都道府県知事に届け出ること。